［附属書Ⅱ］

**特　記　仕　様　書**

第１条　総則

　この特記仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下、「発注者」という。）が、株式会社○○○○（以下、「受注者」という。）との業務委託契約により実施する中小企業・SDGsビジネス支援事業「○○○○国○○○○普及・実証・ビジネス化事業（中小企業支援型／SDGsビジネス支援型）」（以下「本事業」という。）に係る業務の仕様を示すものである。

第２条　本事業の背景

第３条　本事業の概要

（１）目的

（２）成果

（３）提案製品・技術の概要

（４）活動内容

（５）対象地域

（６）相手国実施機関（カウンターパート（C/P）

（７）実施体制

受注者を中心に○○○、△△△、□□□を外部人材として活用し、実施する。

（８）再委託又は下請負により実施する業務

契約約款第４条第１項ただし書の適用を受ける再委託又は下請負の業務は、以下のとおりとし、受注者が適切な監督、指示を行う。

第４条　実施方針及び留意事項

1. 共通仕様書第９条の２第１項第１号に基づき、受注者は、現地渡航の際に、現地又は第三国在住の業務従事者を除くすべての業務従事者に対して、治療・救援費用が5,000万円以上補償される海外旅行保険を付保する。現地又は第三国在住の業務従事者への付保条件は受注者の任意によるものとする。

第５条　成果品等

（１）業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお中間成果品は進捗報告書（第●回及び第●回）、最終成果品は業務完了報告書とし、提出時期については以下のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 報告書名 | 提出時期 | 提出媒体・部数（言語） |
| 業務計画書 | 契約締結日から起算して10営業日以内 | 電子データ1部（和文及び英文要約） |
| 進捗報告書（第●回）（中間成果品） | 20●●年●月●日まで※進捗報告書（案）については提出期限の1か月前に提出すること。 | 電子データ1部（和文） |
| 進捗報告書（第●回） | 20●●年●月●日まで※進捗報告書（案）については提出期限の1か月前に提出すること。 | 電子データ1部（和文） |
| 業務完了報告書（最終成果品） | 20●●年●月●日まで※業務完了報告書（案）（和文）については業務完了予定の2か月前に提出すること。 | 簡易製本1部、CD-ROM3枚（和文及び英文要約）※非公開箇所を設定する場合は、別途非公開版報告書1部（簡易製本）、CD-ROM1枚を追加する。 |

（２）業務完了報告書の作成は共通仕様書第25条による。なお、各報告書の記載項目は以下のとおりとする。記載項目の変更に当たっては、発注者と受注者で協議、確認する。

また、報告書等の作成にあたっては、必要に応じて会議を開催することとし、発注者からのコメントを反映した報告書等を提出する。

加えて、受注者は最終渡航日の2週間前に業務完了報告書（案）（英文要約）を発注者へ提出し、発注者のコメントも反映した業務完了報告書（案）（英文要約）を受注者より相手国実施機関へ説明・提出する。その際、発注者のホームページ等で公開されることも説明する。

1. 業務計画書の主な記載項目

イ　当該国でのビジネス化（事業展開）計画（提案製品・技術の概要、海外進出の動機、ビジネス化（事業展開）計画、ビジネス実施上の留意事項等）

ロ　ビジネス展開による対象国・地域への貢献（ビジネスを通じて解決する対象国の課題とその貢献、持続的な開発目標（SDGs）17の目標、国別開発協力方針、地元経済・地域活性化への貢献等）

ハ　普及・実証・ビジネス化事業実施計画（目的、成果、活動内容・実施方法、事業実施国政府機関の情報、実施体制、留意事項等）

1. 進捗報告書（第●回～第●回）及び業務完了報告書の主な記載項目

イ　当該国でのビジネス（事業展開）計画（提案製品・技術の概要、海外進出の動機、ビジネス（事業展開）計画、ビジネス実施上の留意事項等）

ロ　ビジネス展開による対象国・地域への貢献（ビジネスを通じて解決する対象国の課題とその貢献、持続的な開発目標（SDGs）17の目標、国別開発協力方針、地元経済・地域活性化への貢献等）

ハ　普及・実証・ビジネス化事業実績（目的、成果、成果の達成状況、活動内容実績、事業実施国政府機関の情報、その他）

第６条　その他

1. 月報

共通仕様書第7条第2号により作成する月報については、該当月の翌月の1日から5営業日以内に提出することとする。

1. 進捗報告

受注者は、本事業全体の進捗及び現地活動の結果等につき、発注者に対して適宜報告することとする。

以上